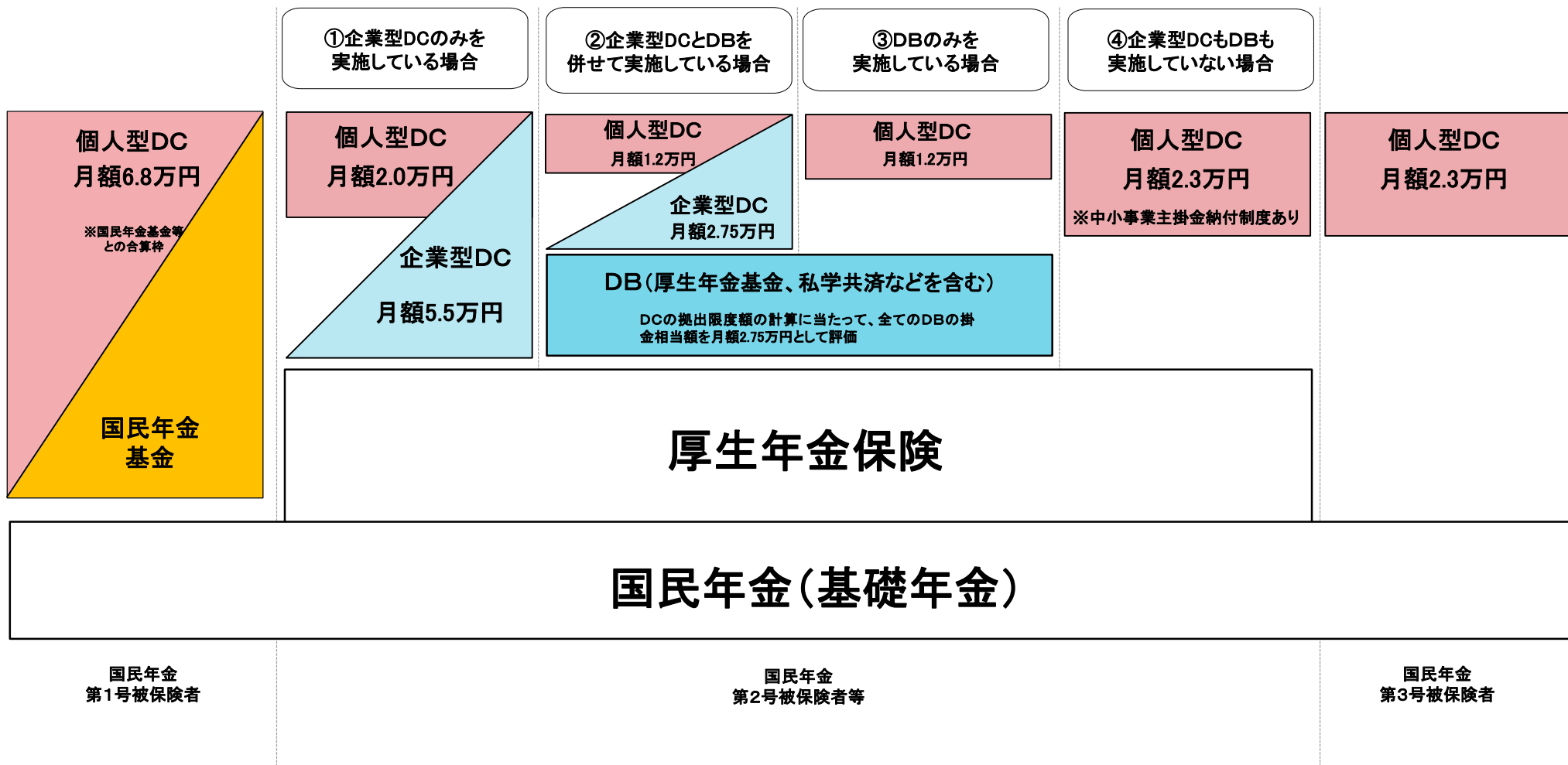


より公平なDC拠出限度額の設定の検討について

DCの拠出限度額(2022(令和4)年10月～)



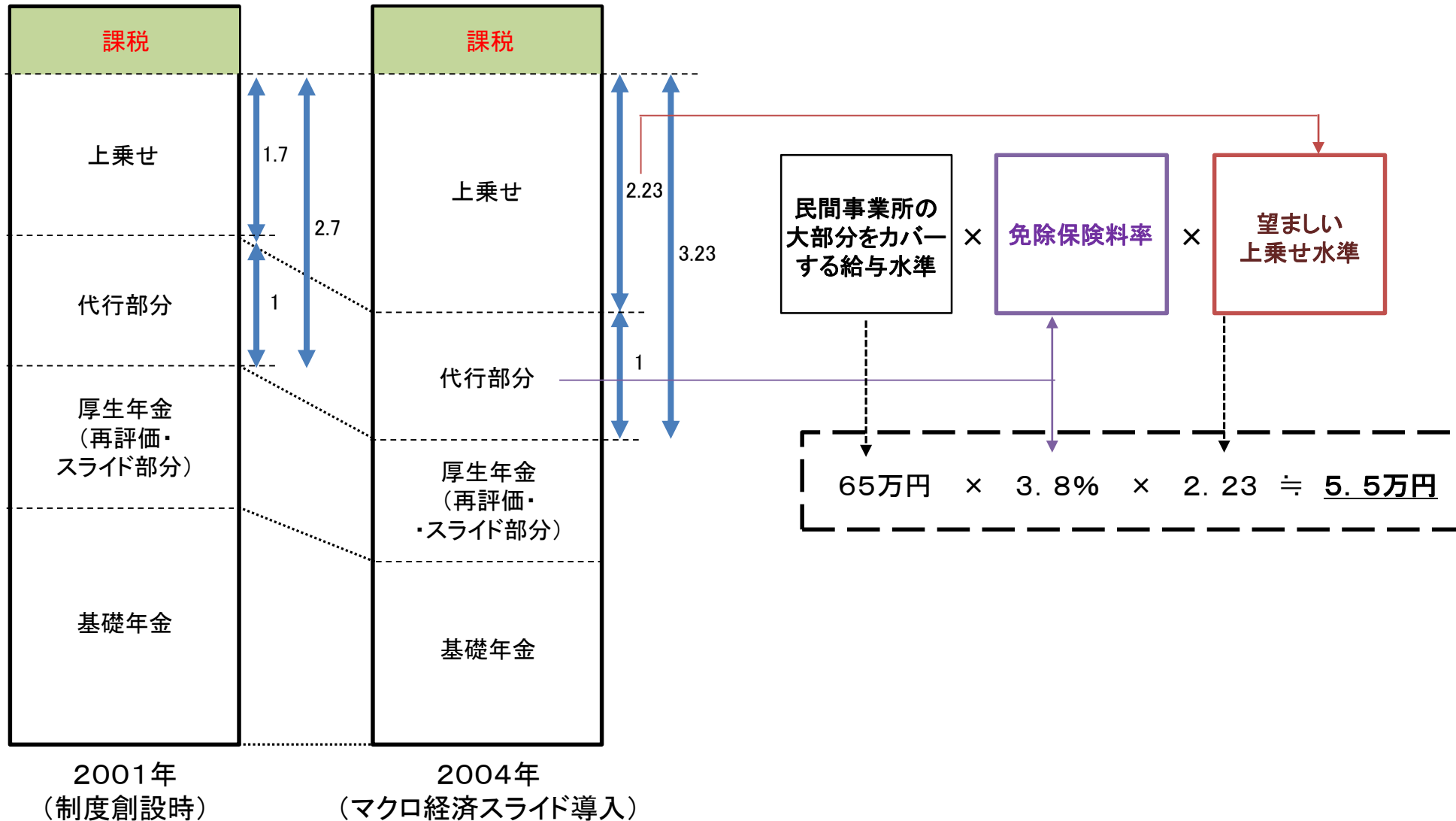
※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

企業型DCの拠出限度額

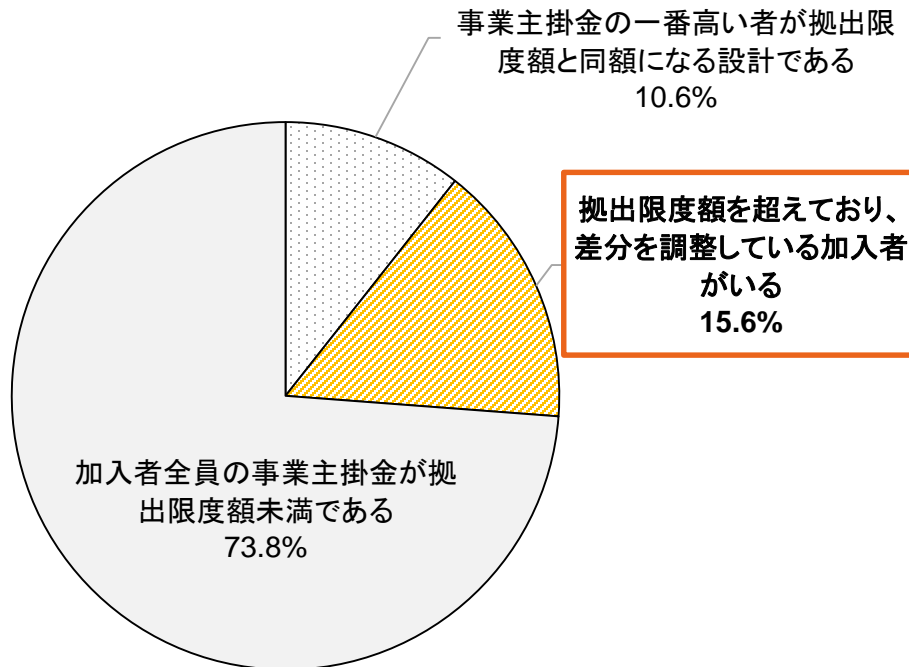
- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、厚生年金基金における特別法人税の非課税水準を
 基に設定した(免除保険料率×2.23倍(当初は1.7倍))。【拠出限度額の金額自体は政令事項】



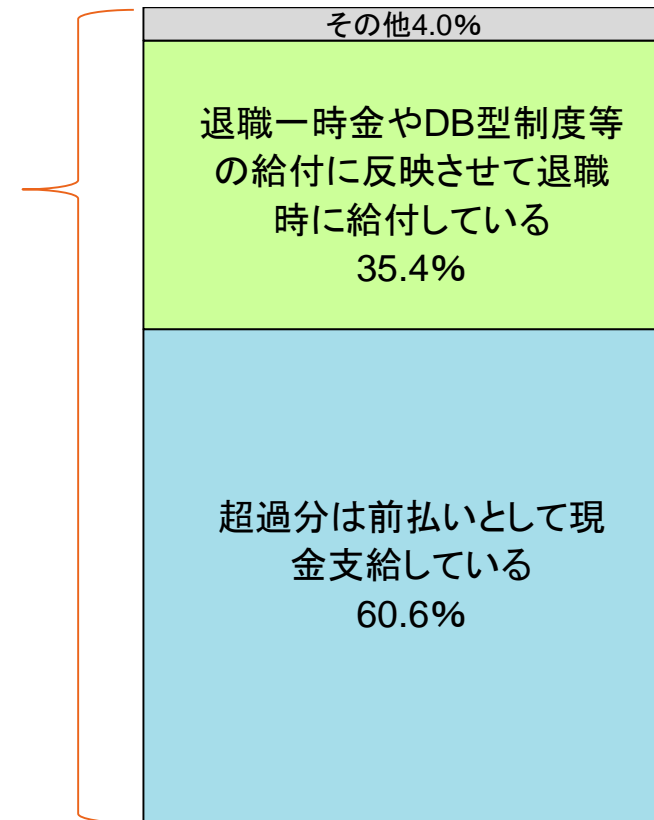
企業型DCの拠出限度額を超えた場合の調整状況

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の事業主掛金の額と拠出限度額の関係について尋ねたところ、事業主掛金の一番高い者が拠出限度額と同額になる設計が10.6%、事業主掛金の額が拠出限度額を超えている加入者が存在する企業が15.6%となっている。
- 拠出限度額を超え、差分を調整している場合の調整方法は、拠出限度額を超えた部分を前払いとして給与や賞与に加算が60.6%、他の退職給付制度の給付が35.4%となっている。

<事業主掛金の額が拠出限度額に達している加入者の状況>



<拠出限度額を超え、差分を調整している場合の調整方法>

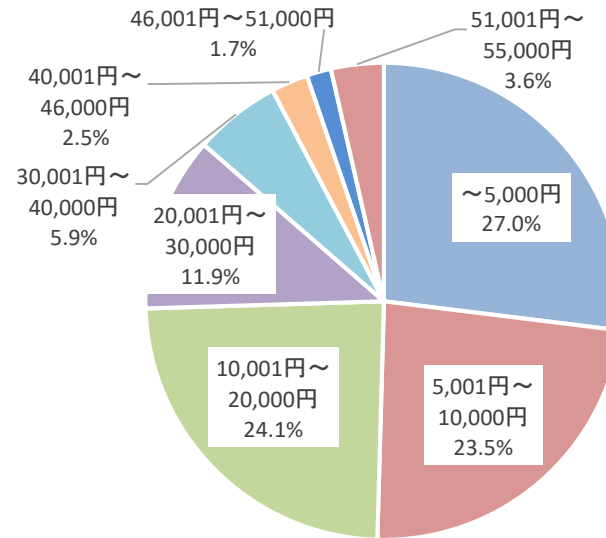


企業型DCの事業主掛金額別の加入者割合

【企業型DCのみ実施している場合】

(n=274.6万人)

拠出限度額 月額5.5万円



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

事業主掛金額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

現行拠出限度額に係る給付水準の一つの試算

○ 平均的な賃金カーブの下で、給与のピーク時の掛金が現行拠出限度額である5.5万円となるよう掛金率を設定し、その掛金率をすべての年齢の給与に適用して40年間拠出し続けた場合、運用利回り1.5%のケースで一時金換算額約2,400万円・年金月額約12万円、運用利回り2.0%のケースで一時金換算額約2,600万円・年金月額約13万円となる。

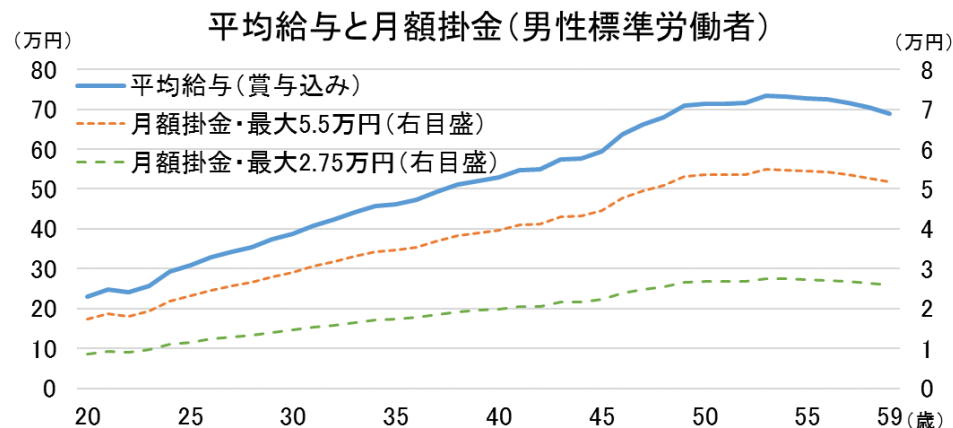
(試算の前提)

- 平均的な賃金カーブとして、男性標準労働者※の平均給与(賞与込み)(企業規模計・学歴計)を設定(右図参照)。

※ 学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者。なお、賃金データは2018年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)に基づく。

- 掛金率は、給与のピーク時(53歳時点)の掛金が現行拠出限度額である5.5万円(2.75万円)となるように設定(掛金率:7.49%(3.75%))し、それをすべての年齢の給与に適用。

- 拠出期間は20歳~59歳までの40年間、受給期間は60歳~79歳までの20年間(有期年金)と設定。



(試算結果)

運用利回り		0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%
一時金換算額 [年金月額]	企業型確定拠出年金のみ の場合(限度額5.5万円)	2,032万円 [8.8万円]	2,214万円 [10.1万円]	2,418万円 [11.5万円]	2,648万円 [13.2万円]	2,908万円 [15.1万円]	3,200万円 [17.4万円]
	確定給付企業年金と併用 の場合(限度額2.75万円)	1,016万円 [4.4万円]	1,107万円 [5.0万円]	1,209万円 [5.7万円]	1,324万円 [6.6万円]	1,454万円 [7.5万円]	1,600万円 [8.7万円]

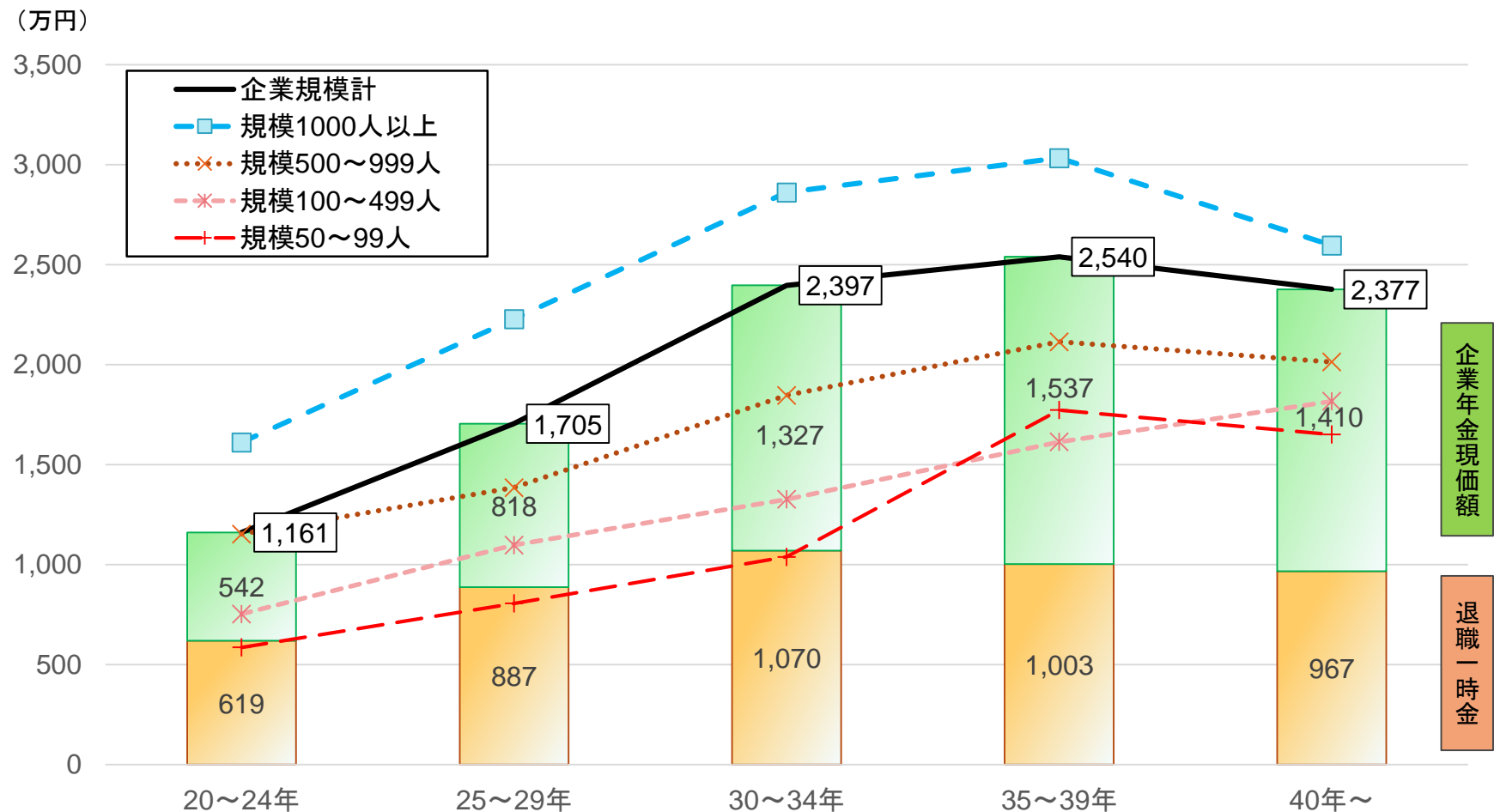
※ 年金は月払いで受け取ることとし、受給時の手数料(iDeCoの場合と同じ432円に設定)を考慮して試算。

※ 表中の一時金換算額は、40年間の拠出期間終了時点における年金資産の一時金換算額。また、[]内の数値は、60歳以降に受給する年金月額。

※ 企業年金連合会「2017(平成29)年度決算 確定拠出年金実態調査」(2019年)によれば、制度導入時に設定した想定利回りの平均は2.00%、制度導入後に見直した想定利回りの平均は1.55%となっている。

退職給付水準の状況

- 退職一時金と企業年金現価額を合計した退職給付総額の平均額は、勤続年数30年以上の場合、2,400万円から2,500万円程度。
- これを企業規模別にみると、1,000人以上規模の企業では3,000万円弱程度。



(出所) 人事院「民間企業の勤務条件制度等調査(民間企業退職給付調査)」(2016年)を基に作成

(注) 退職給付水準に関する調査には就労条件総合調査もあるが、上記の調査とは対象範囲が異なる等により、調査結果には幅があることに留意する必要がある。

企業型DCの拠出限度額の水準に関する労使の意見

※事務局の責任で抜粋し下線を付したもの

(第2回日本経済団体連合会提出資料)

平均的な企業の賃金カーブや退職給付水準を考えると、中高年層や役職の高い者の掛金が、企業型確定拠出年金の拠出限度額を超過する。

現在の拠出限度額では、確定拠出年金を主体とした退職給付制度構築は困難であり、引上げを検討いただきたい。

(第4回部会での小林委員(代理出席 佐藤様)のご発言)

2点目ですが、DCについて、多様な働き方といった中で、やはり個人のポータビリティということを考えますと、今後基幹的な位置づけになりますので、ヒアリングでもいろいろありましたとおり、拠出限度額の引き上げをお願いいたします。

(第8回日本労働組合総連合会提出資料)

掛金額の状況と加入者拠出にかかる税の公平性を踏まえ、拠出限度額の見直しの必要性について慎重に検討すべきである。

(第4回部会での内田委員のご発言)

まず企業型DCの拠出限度額については、ヒアリングで複数の団体様から意見があったところですが、スライドの23にありますとおり、実態として事業主の掛金が拠出限度額未満であるところが約8割と大勢を占めております。さらに、給付面から見ても、スライドの24にあります。その試算によりますと、運用利回り1.5%で、60歳以降の受給月額が11.5万円とあります。それに2014年の財政検証によるモデル世帯の公的年金受給月額、21.8万円を加えますと33.8万円となります。この水準はスライドの21にあります老後の最低日常生活費と老後のゆとりのための上乗せ額の推移の月額の2016年の赤い囲みの下、ゆとりある老後の生活費の34.9万円と比較しても余り遜色はないと思います。このような現状を踏まえますと、拠出限度額の引き上げについては、どれだけ必然性があるといえるか、きちんと検討をすべきではないかと思います。

議論いただきたい点(I 企業型DCの拠出限度額の水準)

- 企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について、どう考えるか。

DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額

- 確定給付型(厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)など)を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額(現行月額5.5万円)の一律半額(現行月額2.75万円)とした。【拠出限度額の金額自体は政令事項】
- これは、確定給付型に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額から、確定給付型に拠出する掛金相当額を控除するという基本的な考え方に立ち、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の給付水準の平均から、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額(現行月額5.5万円)の一律半額としたものであるが、公平性の観点から課題とされてきた点である。

【2007(平成19)年7月 厚生労働省年金局・企業年金研究会「企業年金制度の施行状況の検証結果」一抄一】

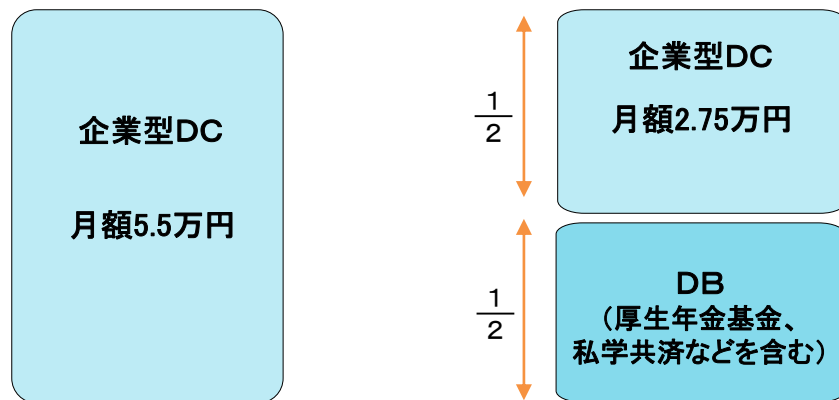
現状の取扱いはやむを得ない措置であると考えられるが、なおきめ細かい対応ができないか、実務上の対応の可能性を含め、引き続き検討すべきである。

【2019(平成31)年3月 企業年金連合会「企業年金制度研究会における議論の整理」一抄一】

DB等がある場合のDCの拠出限度額は、厚生年金基金の上乗せ部分の平均的な給付水準の実績が努力目標水準のおおむね1/2であったことを根拠にDB等がない場合の拠出限度額に一律に1/2を乗じたものとされているが、DB等の実態を踏まえ、1/2とする仕組みの是非も含め、精査する必要があるのではないかとされている。

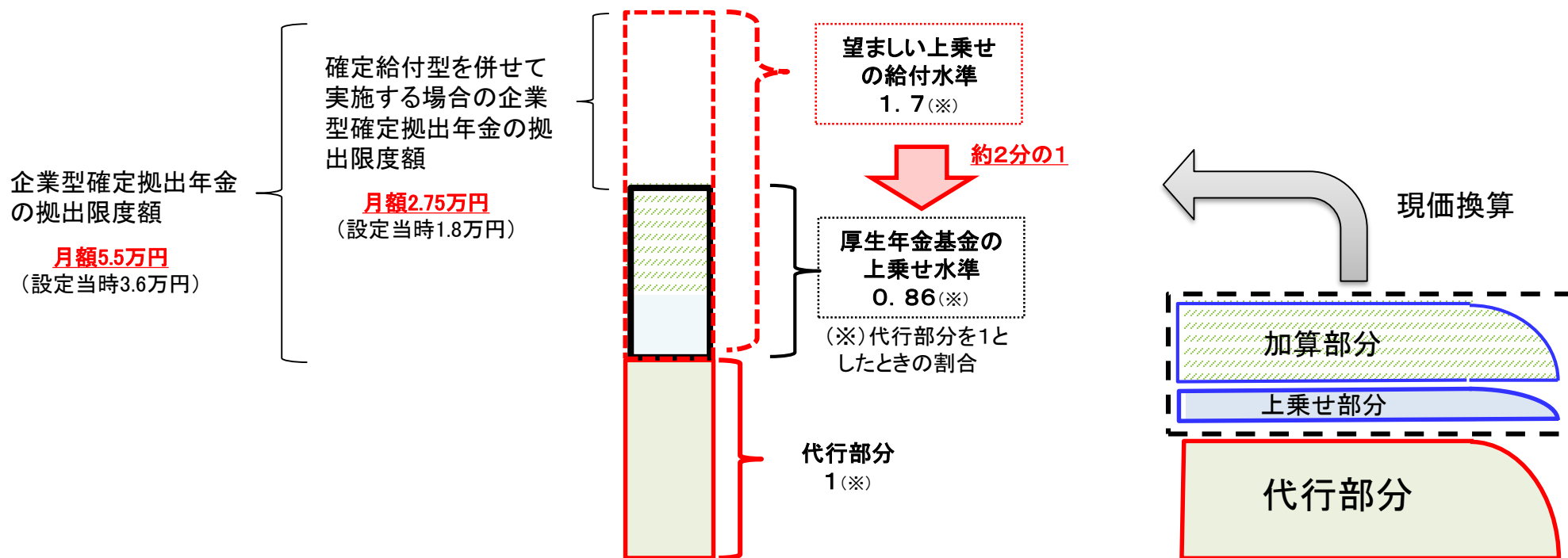
厚生年金基金における非課税水準を基に設定

確定給付型を併せて実施する場合は一律2分の1



DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額(制度創設時の状況)

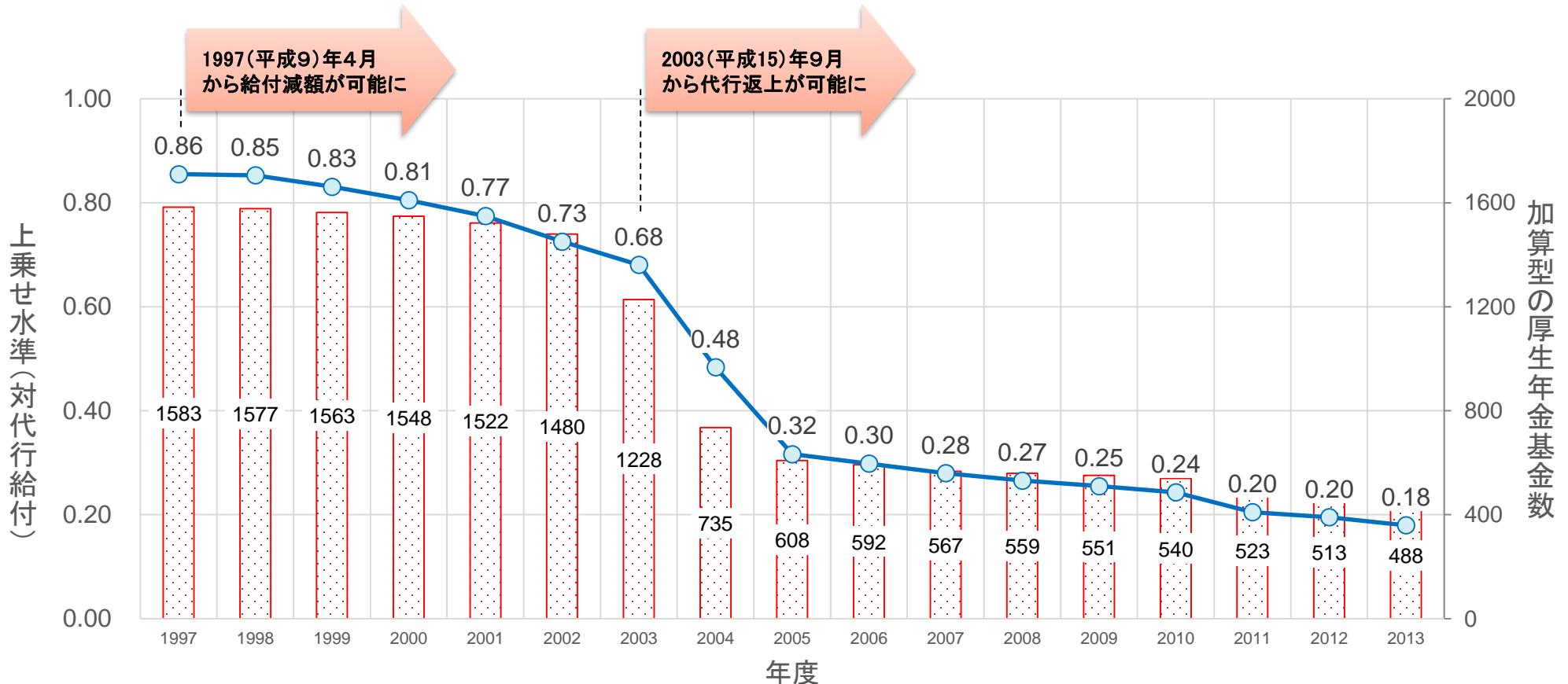
- 厚生年金基金には代行部分に上乗せして支給する独自の給付がある。
- この上乗せ水準は、基金ごとに、また、基金の加入者ごとにも差があったが、確定拠出年金制度創設の検討当時、各基金の上乗せ水準の平均は、代行部分の0.86に相当した。当時の「望ましい上乗せ水準」は、代行部分の1.7であったことから、上乗せ水準の平均は、「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1に相当した。
- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は「望ましい上乗せ水準」を掛金ベースに変換することで設定したが、確定給付型を併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、各基金の上乗せ水準の平均が「望ましい上乗せ水準」の概ね2分の1だったことを考慮し、企業型DCのみを実施する場合の一律半額とした。



注 厚生年金基金には加算型・代行型・共済型があったが、大多数を占めていた加算型の厚生年金基金1583の上乗せ水準の平均したもの

厚生年金基金における上乗せ水準の平均の推移

- 1997(平成9)年以降、厚生年金基金の給付水準は低下したが、確定給付型を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、この給付水準の低下前の水準を基に設定されている。
- 2003(平成15)年9月からは、代行返上が可能となったことに伴い、給付水準の比較的高い単独・連合型の厚生年金基金が大きく減少し、給付水準の平均は低下した。
- 健全化法(※)が施行された2014(平成26)年度以降は解散・代行返上で厚生年金基金数が大幅に減少している。

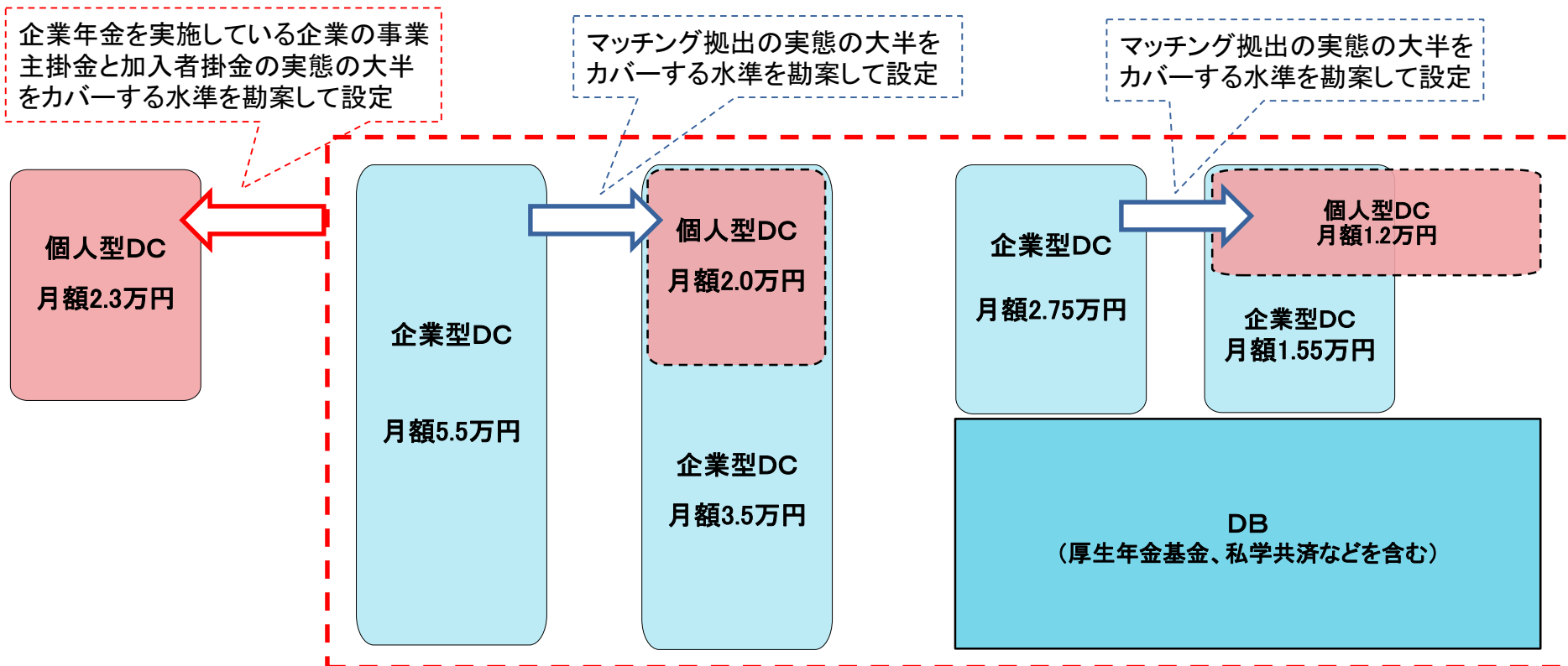


(出所) 2002(平成14)年度までは厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業報告書」より、2003(平成15)年度以降は厚生年金基金の業務報告書より作成

(※) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)

個人型DC (iDeCo) の拠出限度額の考え方

- 企業年金がある国民年金第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2.0万円又は月額1.2万円)は、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。
- 企業年金がない国民年金第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額(現行月額2.3万円)は、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定した。【拠出限度額の金額自体は政令事項】



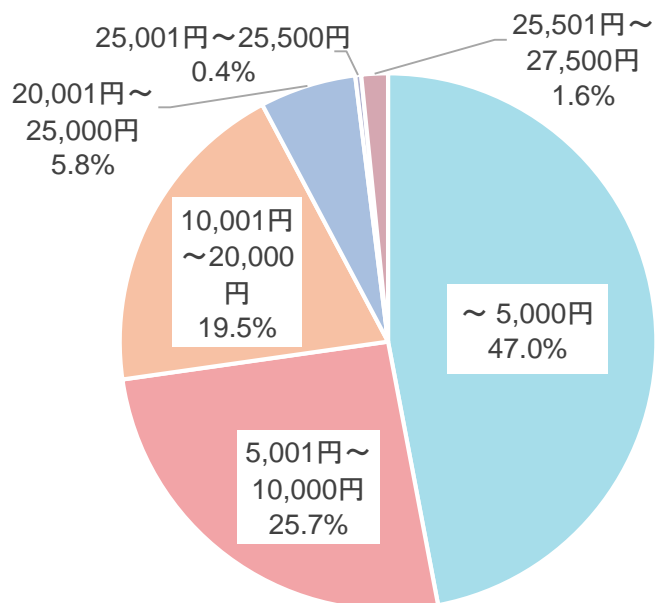
企業型DCにおけるマッチング拠出の拠出状況

【企業型DCのみを実施している場合】

(n=31.4万人)

拠出限度額 月額5.5万円

(加入者掛金の限度は、月額2.75万円)

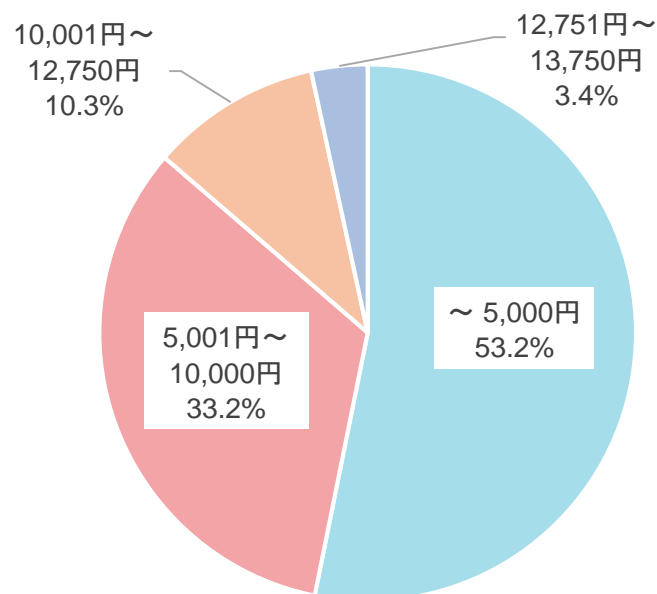


【企業型DCと確定給付型を実施している場合】

(n=69.1万人)

拠出限度額 月額2.75万円

(加入者掛金の限度は、月額1.375万円)



(出所) 2018(平成30)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

拠出額は、2017(平成29)年12月から2018(平成30)年11月に拠出された掛金総額を加入月数で除した額

第2号被保険者の個人型DC(iDeCo)加入時の事業主証明等

- iDeCoの加入資格や拠出限度額の管理を行う国民年金基金連合会は、日本年金機構との情報連携により、iDeCo加入者の公的年金被保険者資格の種別と保険料納付状況を把握している。
- 加えて、第2号被保険者については、企業年金(企業型DC・DB)の加入状況を確認するため、**従業員のiDeCo加入時における事業主証明の発行と、年1回の現況確認**を必要としている。【省令等事項】
- この事業主の事務は、DC制度創設時は企業年金を実施していない事業主のみが対象であったが、**現在は第2号被保険者の全てがiDeCoに加入できることとなったため、全ての事業主で実施**する必要がある。

<第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明書>

<現況確認書>

国民年金基金連合会 届中 届出コード 13002 事業主発行式

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入欄は上欄の色を、記入ください。
●毎月のお金納付は上記の通りです。詳しくは記入要領でご確認ください。
●訂正は、訂正部分に二重線で囲み、修正部分の両面赤印に訂正事項をご記入ください。
訂正に必要の訂正訂正印を添付してください(申出者の情報欄、申出者の訂正中、事業主の情報欄、事業主の訂正中)

1.申出者の情報
申出者または申出者氏名 **年金 一郎**

2.拠出金区分
 掛金は下記の毎月定額で納付します。
毎月の拠出額 **2 0 0 0 円**

3.事業主の署名および押印等
郵便番号 **123-4567** 電話番号 **12-3456-7890**
代表取締役 年金 太郎

4.企業年金制度等の加入状況
企業年金番号 **1 2 3 4 | 5 6 7 8 9 0**
希望する拠金の納付方法 事業主払込 個人払込

5.申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所名称等
郵便番号 **1 0** 関係番号 **-**

6.連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)
 「事業主払込」で登録済 「個人払込」で登録済 いずれの登録もない わからない

7.拠金の納付方法 必ずいずれかを選択してください
 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
 申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
 申出者が「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。
 申出者が「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

8.資格取得年月日
資格取得年月日 **09 | 04 | 01**

個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況を「確認」ください。
●該当項目にはしるしをご記入ください。
●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なるためご確認ください。
●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を記入の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

申出者は60歳未満の厚生年金保険の被保険者です。 はい いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なるためご確認ください。
●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を記入の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

申出者は以下のいずれかに該当します。
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
●13 厚生年金基金、確定給付企業年金
●14 企業型確定拠出年金
●15 15年固定額年金基金

申出者は共済組合員(※2)です。
●13 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金
●14 企業型確定拠出年金
●15 15年固定額年金基金

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。
●13 厚生年金基金、確定給付企業年金

申出者は以下のいずれかに該当します。
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
●13 厚生年金基金、確定給付企業年金

企業型確定拠出年金制約で「加入者は個人型年金加入者になることができる」と定めています。
●13 厚生年金基金、確定給付企業年金

申出者は以下のいずれかに該当します。
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
●11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金
●12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
●10 企業型確定拠出年金

第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ) 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

【事業主証明欄】

国民年金基金連合会 届中 届出コード 令和 年 月 日
当社が使用する次に掲げる個人型確定拠出年金の第2号加入者に、その資格について取りまとめ、下記のとおり届け出いたします。併せて、下記の事項について横断しないを証明します。

事業主住所: **〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1**
事業主名称(個人事業主の場合は事業主氏名): **株式会社**
代表取締役: **代表取締役 年金 太郎**
住所: **〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1**
郵便番号: **100-0001**

下記の「対象者一覧」の個人型確定拠出年金加入者に随伴する加入継続の可否の証明となりますので、以下の【問1】、【問2】、【問3】をご確認ください。(該当項目の口を塗りつぶしてください。)

【問1】 証明日現在において、既に退職済み(注1)の方がいますか? **はい**
退職済みの方については、下表「【問1】回答欄」の口を塗りつぶしてください。
●該当しない方は、下表「【問1】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。
注1: 役員就任または役員・理事の職務等により、一旦退職したものの、別会社や事業所において厚生年金の適用を受けたりする方を含む。また、再就職後、厚生年金加入者でなくなった方は退職済みと見なさない。
注2: 退職済みとご認識いただいた方は【問2】の口は塗りつぶさないでください。

【問2】 貴事業所で実施している企業年金制度で、「企業型確定拠出年金制度(注2)」がありますか? **はい**
【無事の場合】 下表「【問2】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。
【有事の場合】 以下①②③の該当有無をご確認ください。
①下表の個人型確定拠出年金の加入者が、「企業型確定拠出年金」の加入者である。
②貴事業所の「企業型確定拠出年金制度」において、「企業型確定拠出年金」の加入者になることができる」と定めている。(個人型確定拠出年金加入者となることを認めない)
③上記①②の両方に該当する場合、個人型確定拠出年金の加入資格がなくなり、下表「【問2】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。
両方に該当しない場合は、下表「【問2】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。
●資格なしとご認識いただいた方は【問3】の口は塗りつぶさないでください。

【問3】 現在の申告状況(下表A欄)から企業年金等の加入状況に変更がありますか?
●下の加入者のうちご申告されていない「企業年金等」の加入者(注3)は、下表「A欄」になります。
●企業年金等の加入状況に「変更がない場合は下表「【問3】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。」「企業年金制度等の変更状況」の口を塗りつぶさないでください。
●企業年金制度等の変更状況に「変更がある場合は、下表「【問3】回答欄」の口を塗りつぶさないでください。」「企業年金制度等の変更状況」の口を塗りつぶさないでください。
注3: ①「企業年金等」の加入状況: 種類および該当コード
●厚生年金基金の加入者: 13
●企業型確定拠出年金の加入者: 11, 12
●15年固定額年金基金の加入者: 15
●国民年金基金連合会の加入者(長期): 10
●国民年金基金連合会の加入者(短期): 10
●私立学校教職員共済制度の加入者(長期): 16
●私立学校教職員共済制度の加入者(短期): 16
●確定給付企業年金の加入者: 14

【問1】、【問2】、【問3】の全てに該当しない場合は、「事業主証明欄」のみをご確認ください。

表 対象者一覧

氏名	国民年金基金連合会の管理種別(注4)		【問1】退職済み	【問2】退職済み	A欄	【問3】回答欄																				
	基礎年金番号	加入者氏名				退職済み	加入資格の種別	企業年金	変更後の企業年金加入状況(変更前の企業年金加入状況が「1」の場合は「0」を記入)																	
						10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

注1: 問2に該当しない方はA欄を必ず選択。加入状況に変更がある場合のみ、問3へ記入してください。

個人型DC(iDeCo)に係る資格区分・手続等に関する主要望

※第2・3回企業年金・個人年金部会提出資料より

(日本経済団体連合会)

企業型DCを実施する企業の従業員が個人型DCに加入する場合の事業主証明発行等の手続きを簡素化するなど、DC制度の普及促進の観点から、個人・企業の事務手続きができるだけ簡素なものとなるよう配慮が必要である。

(国民年金基金連合会)

現在の資格区分及び限度額区分を簡素・合理化するとともに、資格区分等についての情報に関するプラットフォームを作り、各種手続きについて効率化できるような仕組みを作ってはどうか。

(日本証券業協会)

iDeCoの加入限度額を細分化せず可能な限り統一する等により、簡素化・合理化を図る。例えば、第2号被保険者の拠出限度額を統一すれば、iDeCoの制度理解や加入手続きの簡素化に繋がると想定される。

(全国銀行協会)

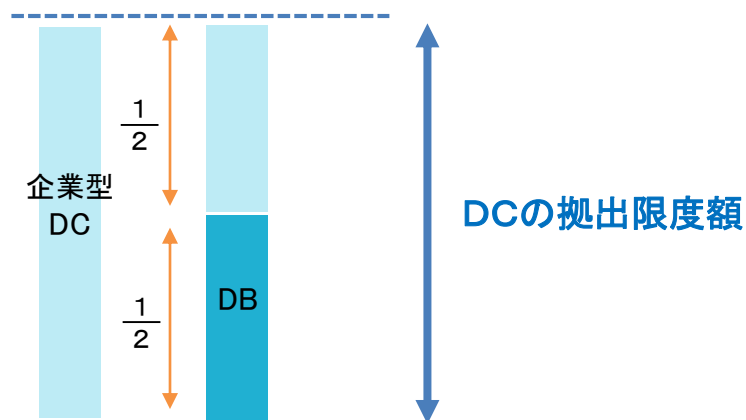
特にiDeCoは、加入者の資格により拠出限度額が異なるため、それぞれに応じた事務運営が必要であるほか、加入者自身、被保険者区分を正確に把握していないことも多く、加入者の資格判断が難しい場面もある。加入の妨げとなる煩雑な事務の改善は、iDeCoの普及・拡充に資するのではないか。

議論いただきたい点(Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額)

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額については、確定給付型(厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)など)に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、確定給付型の掛金額を控除する必要がある。この控除する確定給付型の掛金額については、現行は、制度創設当時の厚生年金基金の給付水準の平均から評価したものを、全ての確定給付型に一律に適用している。
 - 現在、厚生年金基金は残りわずかとなり、確定給付型の中心は確定給付企業年金(DB)となっている。現行は全ての確定給付型の掛金額を毎月定額の2.75万円と評価していることとなるが、多くのDBの掛金の実態はこの水準より低くなっている。
 - 公平な制度とするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額^(※)の実態を反映し、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBごとの掛金額を控除した額とすることが考えられるかどうか。
- ※ 企業型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－DBごとの掛金額
- ・ DBを実施していなければ、DBの掛金額は0円。
 - ・ DBの掛金額が高く、DBの掛金額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

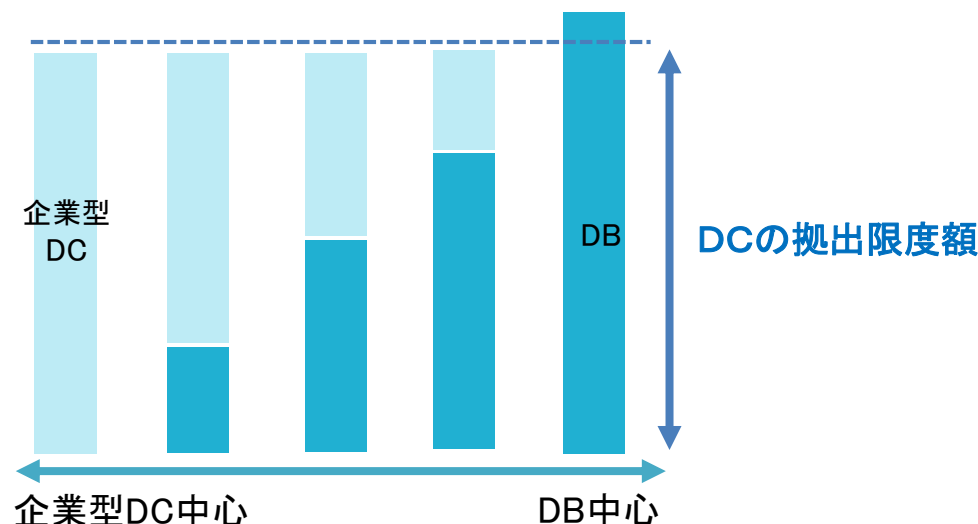
【現行】

DBの掛金額の実態にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律半額。



【見直しの一例(DBごとの掛金額の実態を反映後)】

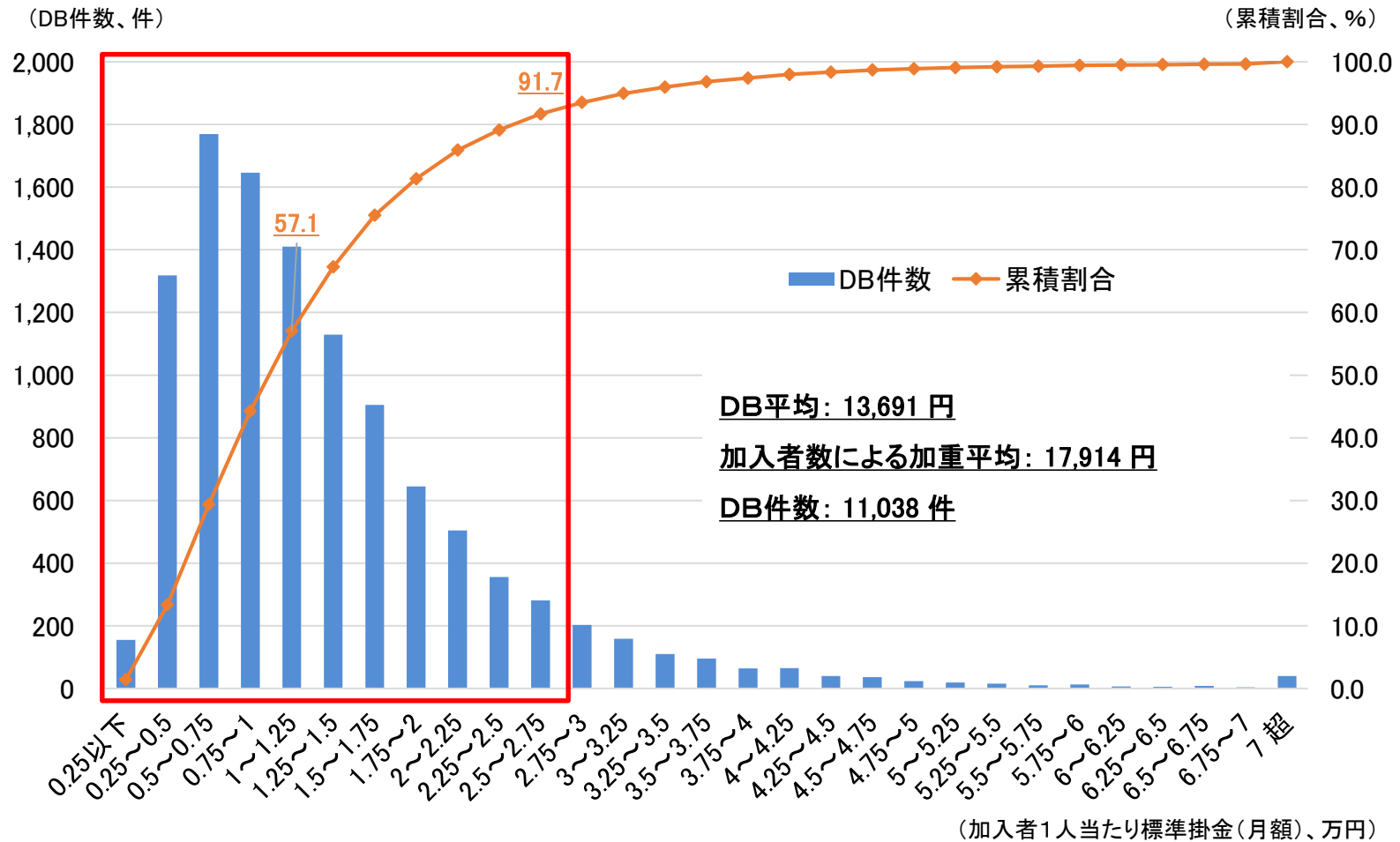
DBの掛金額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DBの掛金額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBごとの掛金額は、毎年・毎月の実際の掛金額ではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額への換算が必要。詳細は、「DBの給付水準から掛金相当額への換算」を参照。

DBの掛金額の状況①

○ 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の算定に当たって使用する確定給付型の掛金額は、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の給付水準の単純平均から一律半額(現行月額2.75万円)としたものであるが、**現在の確定給付企業年金(DB)の掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、全体的に低く、バラツキもある。**



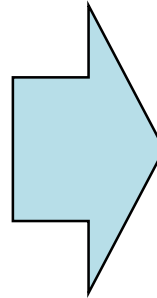
※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。

※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したものの。

DBの掛金額の状況②

2005(平成17)年度中決算

加入者1人当たりの掛金月額	累積割合
0～1万円	30.9%
1～2万円	71.1%
2～3万円	89.9%
3～4万円	95.9%
4～5万円	98.3%
5万円以上	100%



2018(平成30)年度中決算

加入者1人当たりの掛金月額	累積割合
0～1万円	43.9%
1～2万円	80.1%
2～3万円	93.1%
3～4万円	97.3%
4～5万円	98.8%
5万円以上	100%

(出所) 2005(平成17)年度中決算は、第6回企業年金研究会資料

2018(平成30)年度中決算は、2018(平成30)年度中に標準掛金の拠出があった確定給付企業年金(DB)11,511件を対象に事業及び決算報告書を集計したもの

DBの給付水準から掛金相当額への換算①

- 確定給付企業年金(DB)は、給付の算定方法(最終給与比例方式、累積給与比例方式など)を決めた上で、その給付と財源が集団で等しくなるよう事業主が拠出する掛金を設定した上で、過去勤務期間に係る不足分を含む積立不足には事業主が掛金を補うこととなる。
- また、2017(平成29)年からは将来に備えてあらかじめ掛金(リスク対応掛金)を拠出することも可能となった。
- このため、企業型DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBごとの掛金額は、毎年・毎月の実際の掛金額ではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額(「仮想掛金額(仮称)」)への換算が必要となる。

図1: 給付の算定方法の例

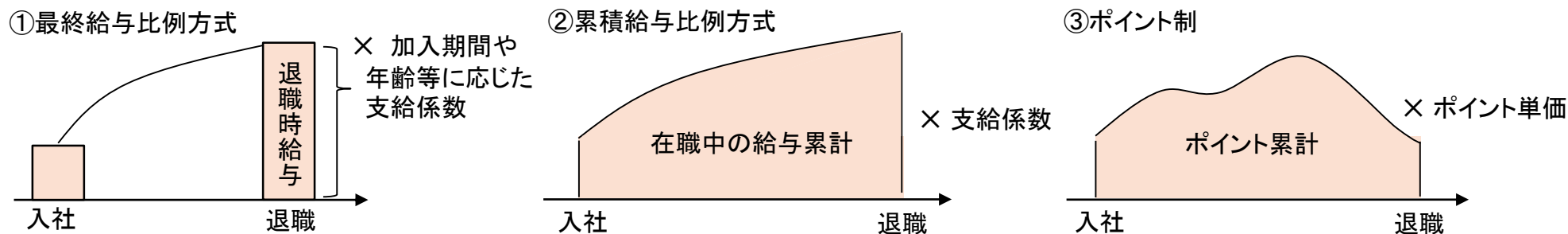
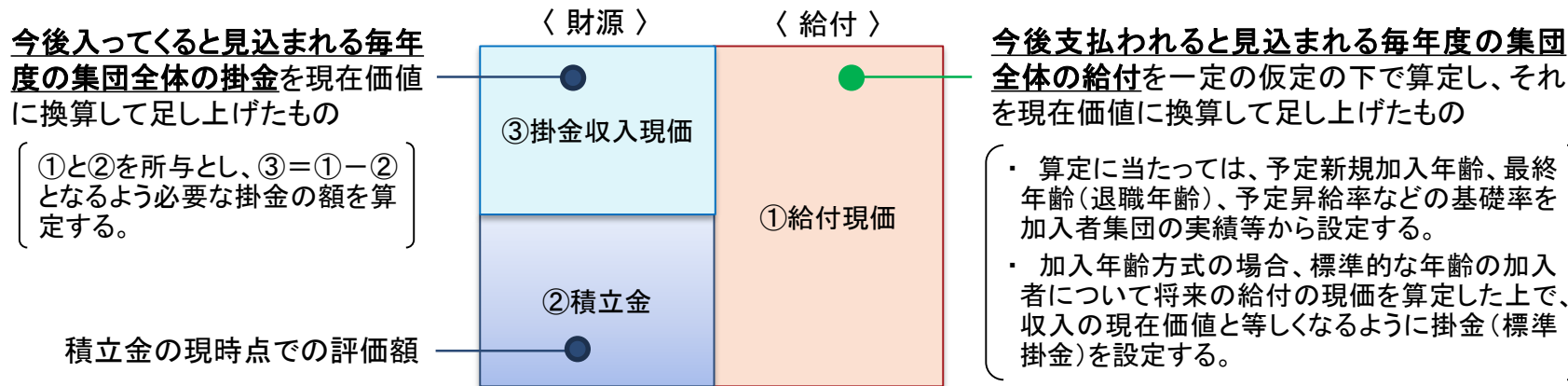


図2: 掛金算定のイメージ

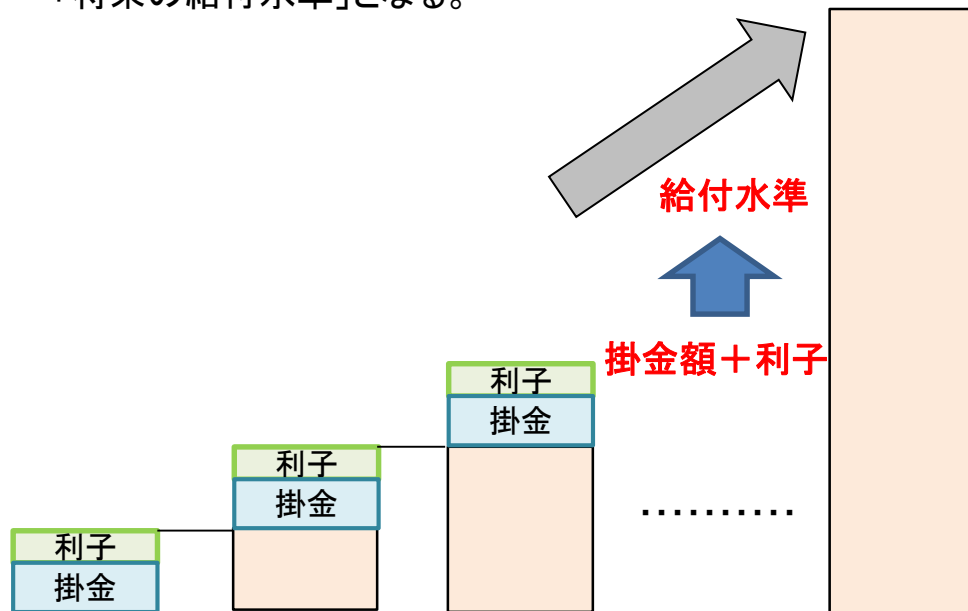


DBの給付水準から掛金相当額への換算②

- 確定拠出年金(DC)は、掛金額と加入者個人が行う運用の結果(利子)が加入者個人ごとに積み上げられ、「将来の給付水準」となる。
- 確定給付企業年金(DB)は、「将来の給付水準」に向かって、集団(=加入者全体)で掛金額と企業が行う運用の結果(利子)が積み上げられる。積立不足が生じた時は企業が追加で拠出する。
- このように両者の制度設計は異なるものの、掛金額と利子が積み上がっていくという点では同様であることから、DBごとの給付水準から、利子分を控除すれば、DCとも比較可能なDBの掛金に相当する額(仮想掛金額)へ換算できるのではないか。

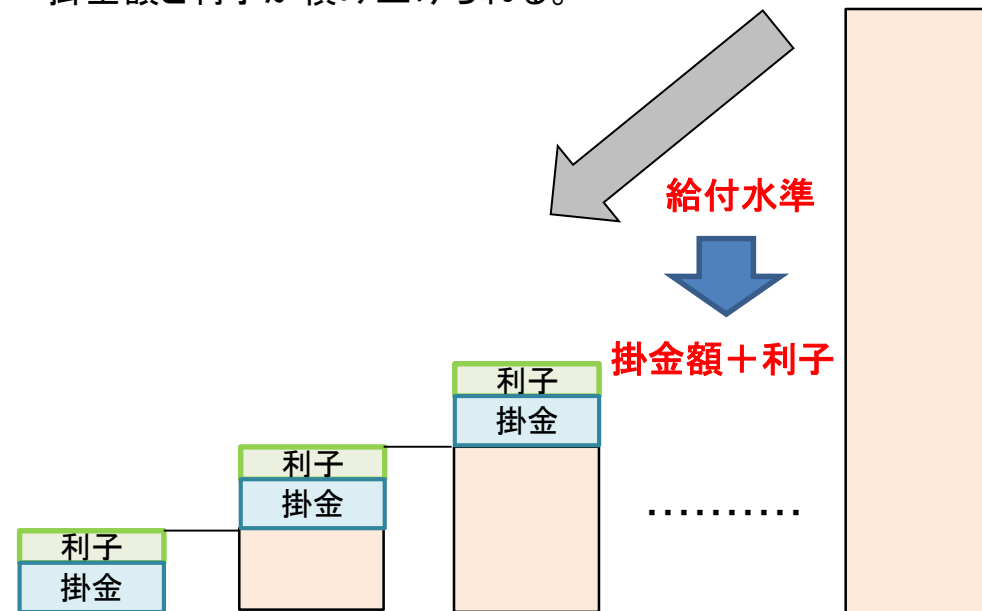
【DCの場合】

掛金額と利子が加入者個人ごとに積み上げられ、「将来の給付水準」となる。



【DBの場合】

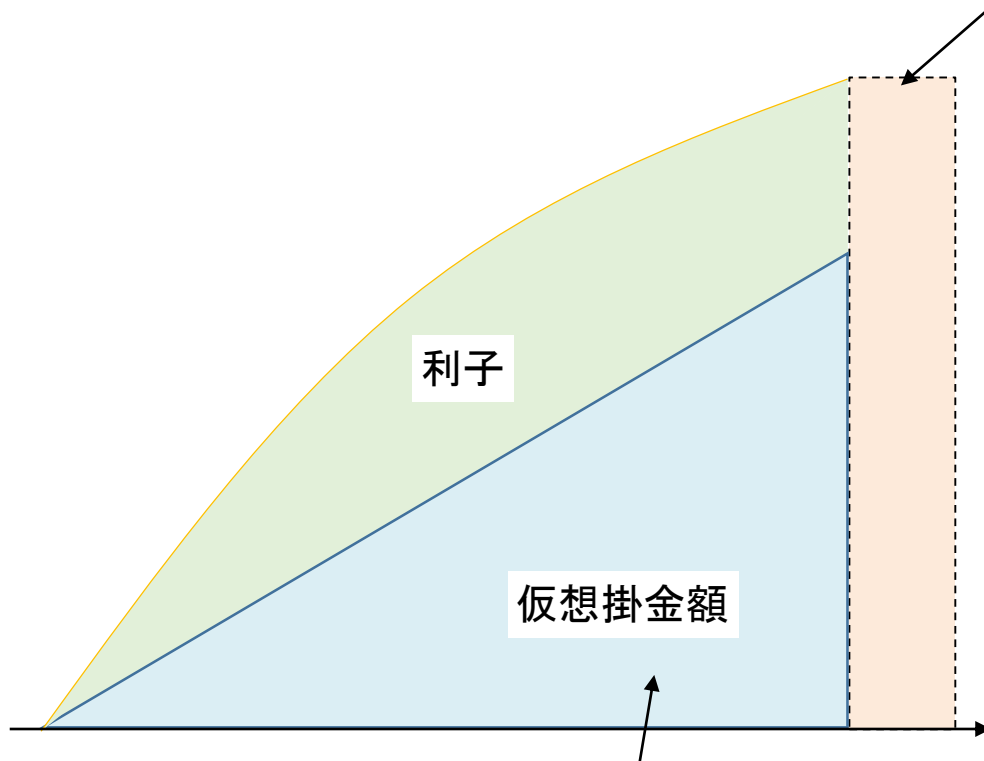
「将来の給付水準」に向かって、集団(=加入者全体)で掛金額と利子が積み上げられる。



DBの給付水準から掛金相当額への換算③

- 確定給付企業年金(DB)は、給付の算定方法(最終給与比例方式、累積給与比例方式など)を決めた上で、その給付と財源が集団で等しくなるよう事業主が拠出する掛金を設定するが、その際に用いる基礎率から「標準的な給付水準」を算定し、そこから予定利率による利子分を控除することで、「掛金に相当する額(仮想掛金額)」へ換算できるのではないか。

<イメージ>



① DBの標準的な給付水準

- ※ 以下の基礎率(加入者集団の実績に基づき設定)から算出
 - ・ 予定新規加入年齢
 - ・ 最終年齢(退職年齢)
 - ・ 予定昇給率(加入者期間中の給与等)
 - ・ 脱退率
 - ・ 死亡率など
- ※ 「掛金に相当する額(仮想掛金額)」は、財政再計算ごとに見直す。
- ※ 同一DB内でも、労働協約等における給与、退職金等の労働条件が異なっているグループにおいて、それぞれの実態に応じた基礎率を設定する場合には、「標準的な給付水準」とそれから換算される「掛金に相当する額(仮想掛金額)」は区分して設定することが可能。

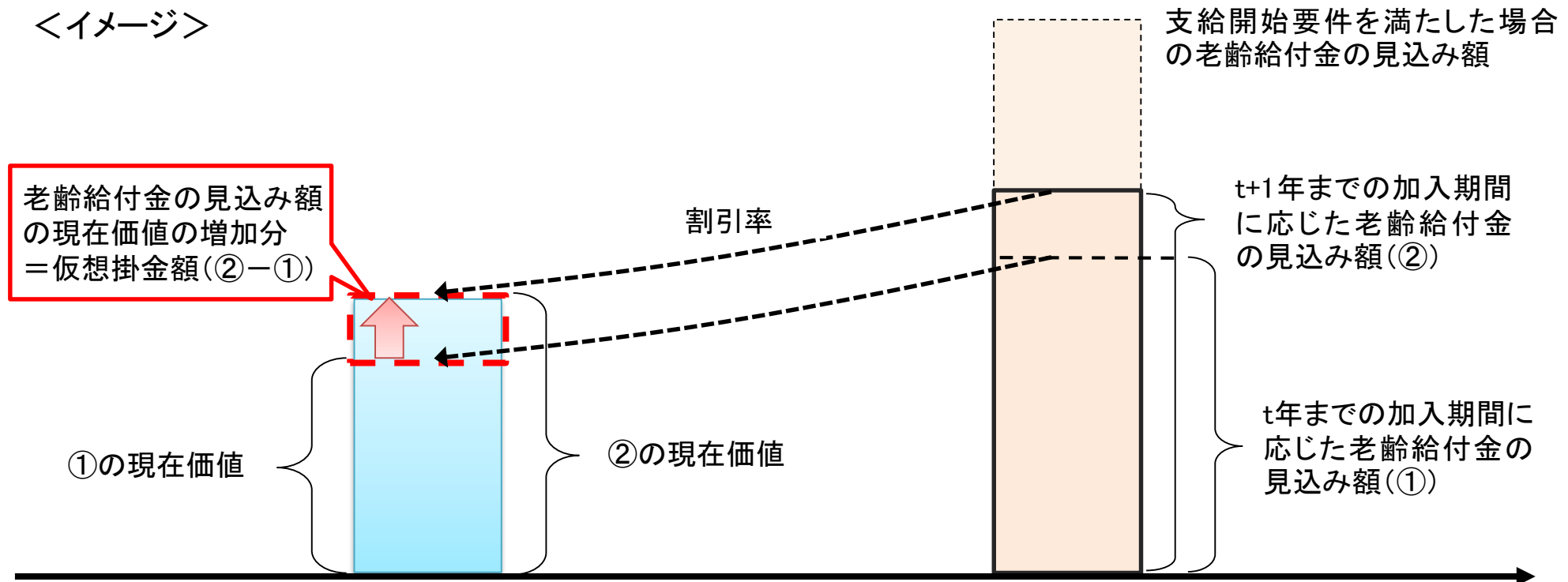
② 給付水準から利子分(予定利率)を除いて仮想掛金額を算出

- ※ 標準加入者を設定する加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似。
- ※ DCと比較可能とするため、毎月定額とする。
- ※ 現在は全てのDBの掛金に相当する額を毎月定額の2.75万円と評価していることと同義。

【参考】仮想掛金額を非継続基準を応用して算出する方法

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額の算定に当たって使用する確定給付企業年金(DB)の掛金額は、DBの給付水準から、DCとも比較可能なものへ換算したものを使用する必要があるが、その換算に当たっては、DBの特徴を踏まえるとともに、事務負担にも十分配慮する必要がある。
 - DBにおいても、非継続基準の最低保全給付・最低積立基準額の計算は個々の加入者ごとに行われていることから、これを応用して、「t年で脱退・終了した場合に支給される給付のt+1年での現在価値とt+1年で脱退した場合に支給される給付の同じ時点での現在価値の差額を拠出額とみなす」という仮想掛金額の算出も考えられる。
 - しかしながら、DBについては、企業型DCとは異なり、事業主が集団(=加入者全体)で財政運営を行っていること、拠出段階では資産は個々の加入者に帰属していないこと等を踏まえれば、仮想掛金額は集団単位が適切ではないか。
- ※ 前者の方法で仮想掛金額を算定しようとすると、DBの給付が給与に連動する設計の場合、加入者個人の足元の給与の変動によって、「加入者個人の老齢給付金の見込み額」と「現在の仮想掛金額」も変動することとなる。非継続基準は、加入者の最終的な給付は未確定であるものの現時点で脱退したときに備えるための財政運営上の指標であり、これを仮想掛金額に応用することが適当か。

<イメージ>



第4回企業年金・個人年金部会における議論

※事務局の責任で抜粋し下線を付したものを示しています。

(小川委員)

資料2の29ページに関して少しお話をしたいと思えます。大きく2つございませうが、第1回の部会でもこの企業型確定拠出年金の拠出限度額については話題になったところであると思えます。1点目は若干専門的な話になりますが、このページは、確定給付型を併せて実施する場合の企業型確定拠出年金の拠出限度額を非常に分かりやすく示したページだと思えますのですが、簡単に言いますと、その図にございませうように、望ましい上乗せの給付水準をまず算定して、そこから確定給付型の年金制度の水準を減算して、引き算して求めているという構図です。この引き算のほうについて3点ほど気づきがございませう。

資料にありますように、まず1点目は、算定している母体が、本日現在ではほぼ収束してしまっている厚生年金基金を母体にして計算しているということです。これにつきましては1回目でも、厚生年金基金がなくなっていく中で今後どうやっていけばいいのかという意見が別の委員からございませう。

2点目は、上に書いてありますように、算定時期そのものが確定拠出年金の創設検討時、すなわちおよそ今から20年前になると思えますので、かなり古いのではないかと思えます。

それから、この0.86という計算をして、1.7の約半分ということで、一律に適用しているということでございませう。これらについて若干修正していくために幾つか考えられるのですが、まず容易に考えられるのは、現時点の確定給付企業年金でこれを計算し直すことがよろしいのではないかと。それによって半分というところはきちんとエビデンスがつくということだと思えます。

それから、3点目に挙げました一律適用のところなのですが、こちらにつきましては、考え方を決めればこの4つ目の○にございませうように、確定給付企業年金ごとに計算するということは不可能ではないと思えますのですけれども、この5.5万円の半額というのが既に一定期間適用して、2つの企業年金制度が創設されてから時間も経っていますので、これまでどおり一律に計算するというのも一つの考え方としてよろしいのではないかと思えます。

ただ、これが1点目にあつたように厚年基金であるとか、2点目にあつたように古いということを考えれば、1回計算した場合に、一定期間で見直しが必要になってくるのではないかと思っております、例えばですけれども、公的年金の財政検証のサイクルは5年に1度ですので、5年に1度データをとり直して計算すると。ただし、この比率については、大きく動かなければ、一定の枠を超えて変動しなければ従前のものを使い続けるというような緩和措置をとってこの限度額を運営してはどうかと思えます。やや専門的なのですけれども、これが1点目でございませう。

(藤澤委員)

先ほど来、複数の委員からコメントが出ている29ページのDBをあわせて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の部分について、コメントと簡単な質問をさせていただきます。2分の1の水準をどうやって設定したのかという部分を29ページのスライドで先ほど御説明いただいたと認識しています。代替の手段として、選択肢としては加入者ごとに設定する手法と、DB制度ごとに設定するという2つの手法が考えられるのではないかと説明があつたと認識しています。加入者ごとに設定すること自体は不可能ではないと思えますが、オペレーション等を考えるとかなりハードルが高いと考えておりました、検討するのであれば、DB制度ごとに検討するのがよいと考えています。

第8回企業年金・個人年金部会における議論

※事務局の責任で抜粋し下線を付したもの

(小川委員)

4月22日に開催されている第4回の部会でも同様のことを申し上げているのですけれども、公的年金の所得代替率は、これから将来的に低下が見込まれると。加えて、老後の所得におきましては、一定の自助努力も一方においては必要である、こういうことが国民レベルでかなり意識が高まっている。こういう中で、既に金額的に大きい確定給付型の給付が設定されている場合に、そこに新たに限度を加えるというのはよろしくないのではないかと考えております。

また、これにつきましては、同日の第4回の部会で事務局から示された2018年10月23日開催の政府の税制調査会の資料で、森戸部会長代理がレジュメとして出された資料に、企業年金とその原型たる退職金制度が日本の雇用において担ってきた役割も軽視すべきではない、あるいは、企業年金、退職金の実施意欲をそぐ改革をすべきではないとありますので、私も同じように感じております。

一方、そうはいつても、確定給付型の年金制度を実施している企業が、確定拠出型の拠出上限額を算定しなくてはいけない局面は来ると思います。そういうときに、相当する金額の算定につきまして、確定給付型の拠出相当額の算定が必要となる場合には、我々日本年金数理人会の知見を最大限に用いまして、具体的にどう対応していくかということについて、中心となって協力をさせていただきたいと思っております。

最後に、資料の7ページの一番下にも書いていただいているのですけれども、そういう算定方法の仕組みを考えていく中で、その仕組みや手続が、制度運営そのものの負担が過度に大きくなるようにという配慮は必要だと思っております。

議論いただきたい点(Ⅲ 個人型DCの拠出限度額)

【企業年金(企業型DC・DB)の加入者の拠出限度額の在り方】

- 企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の制度創設当時は、企業年金(企業型DC・DB)の加入者は個人型DC(iDeCo)に加入できなかったが、現行は加入可能となっている。
 - しかしながら、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、
 - ① 「企業型DCのみに加入する者」は月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
 - ② 「DBと企業型DCに加入する者」は月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)
 - ③ 「DBのみに加入する者」は一律月額1.2万円と、それぞれ異なっている。
 - この点に関して、今回の法改正の際の議員修正による検討規定に基づき、自助努力に対する支援を国民が公平に受けられるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額の実態を反映することで、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、「月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)」で統一できると考えられるがどうか。
- ※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額(仮想掛金額)へ換算したもの。

【個人型DCの拠出限度額の水準】

- 個人型DCの拠出限度額の水準について、どう考えるか。

議員修正による検討規定の追加と附帯決議

- 「年金制度の機能強化を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の附則の検討規定に、与野党共同の修正によって以下の項目が追加された。

(検討)

第2条

- 5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 衆議院厚生労働委員会において、以下の附帯決議が付された。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(衆議院厚生労働委員会)

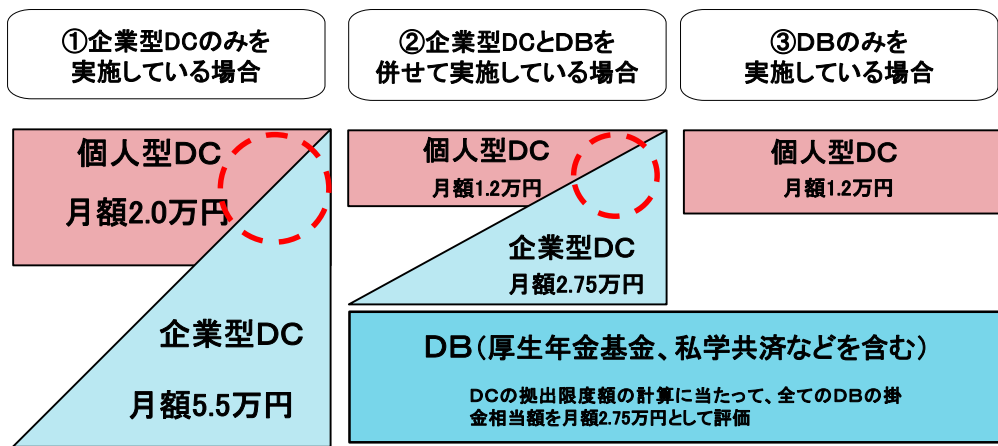
国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合の個人型DC拠出限度額(イメージ))

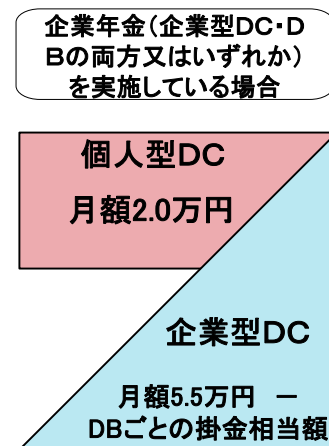
	(現行)	(DBごとの掛金額反映後)
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)で統一
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	

【現行】



企業型DC加入者の
個人型DC加入の要件緩和は法律事項

【見直しの一例 (DBごとの掛金額の実態を反映後)】



拠出限度額の金額自体は政令事項
(DBの評価も政令事項)

※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

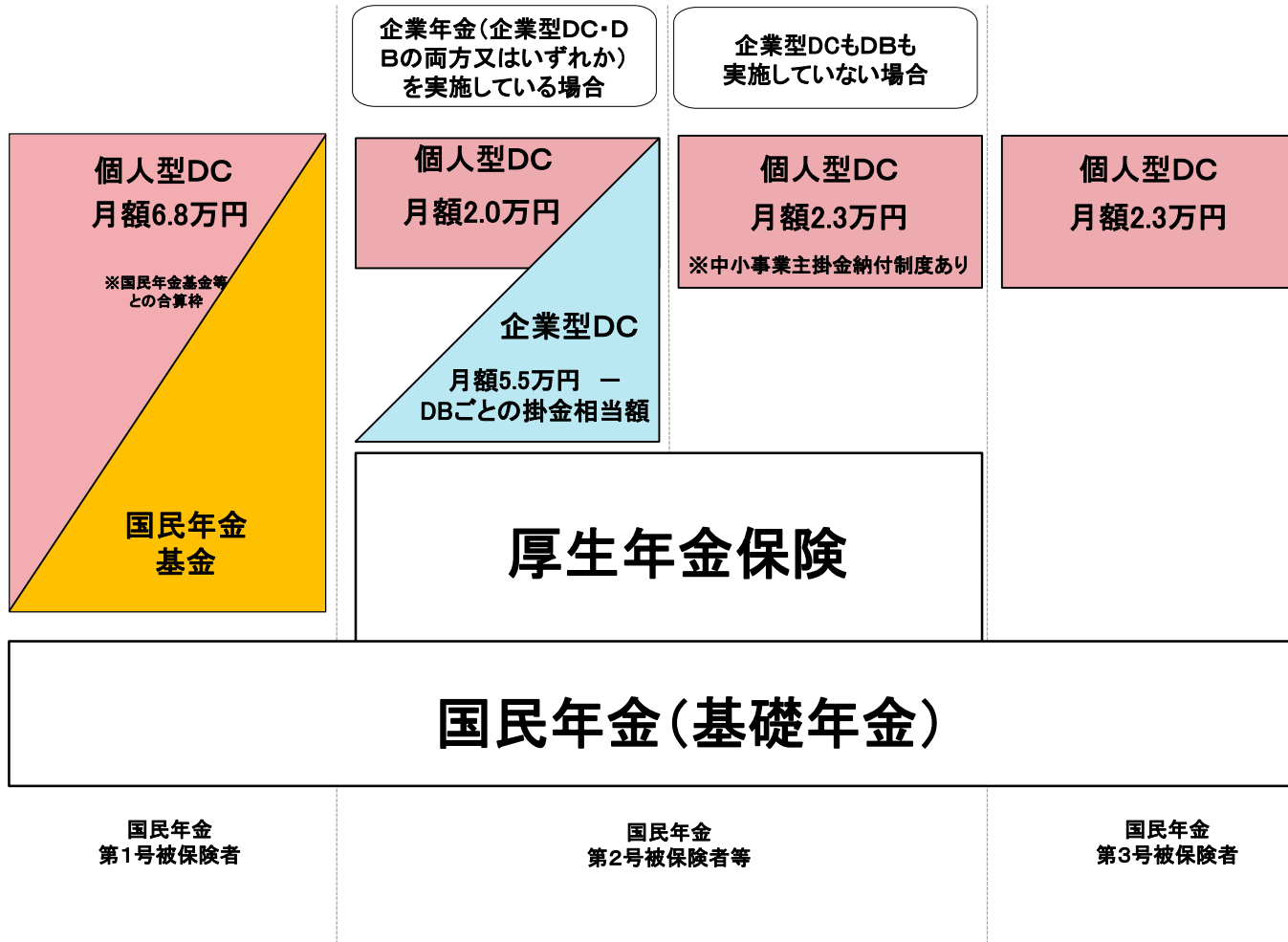
※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))



※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

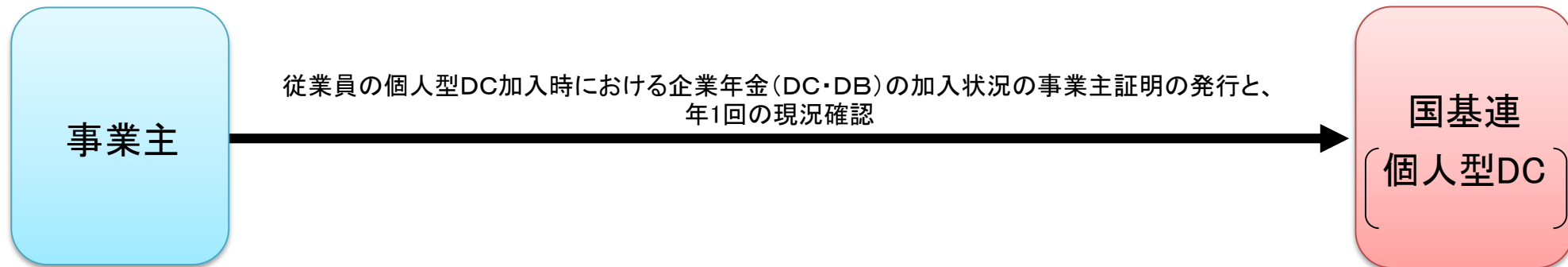
議論いただきたい点(Ⅳ 第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明等)

- 個人型DC(iDeCo)の実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の加入に関する情報を国民年金基金連合会が確認できることが必要である。
- この確認については、現在、従業員の個人型DC加入時における企業年金(企業型DC・DB)の加入状況の事業主証明の発行と、年1回の現況確認で実施しているが、事業主の負担となっており、見直しを求める要望が強いが、どのような仕組みが考えられるか。
 - ※ 現行の仕組みは、年1回の確認のため、従業員が転職した際に届出を適切に行っていないと、掛金額の還付も発生することとなる。
- この点に関して、事業主が企業型DCを実施している場合は、記録関連運営管理機関(RK)にDCの情報(加入・掛金)が集積されている。事業主がDBも併せて実施している場合には、従業員がDBも適用されているかを含めて、RKには情報が集積されている。
- 2022(令和4)年10月からは、企業型DC加入者(DB加入を含む)については、RKと国民年金基金連合会の情報連携を図ることとしているが、例えば、このような情報連携の仕組みをDB加入者全体について事業主(DB業務の受託機関)と国民年金基金連合会との間で構築することで、事業主証明の発行と年1回の現況確認を全て廃止することが考えられるのではないか。
- このような仕組みを構築することで、個人型DC加入者にとっては、転職等に伴う企業年金の加入状況に関する事業主証明の届出が不要となるが、利用者の利便性の向上の観点からもどのような仕組みが考えられるか。(拠出限度額が変動によって、掛金額の変更が必要となる場合がある)
 - ※ 議論いただきたい点Ⅲにあるように、DBごとの掛金額の実態を個人型DCの拠出限度額に反映する場合には、DBの掛金額の情報についても国民年金基金連合会が確認できるようにすることが必要となる。

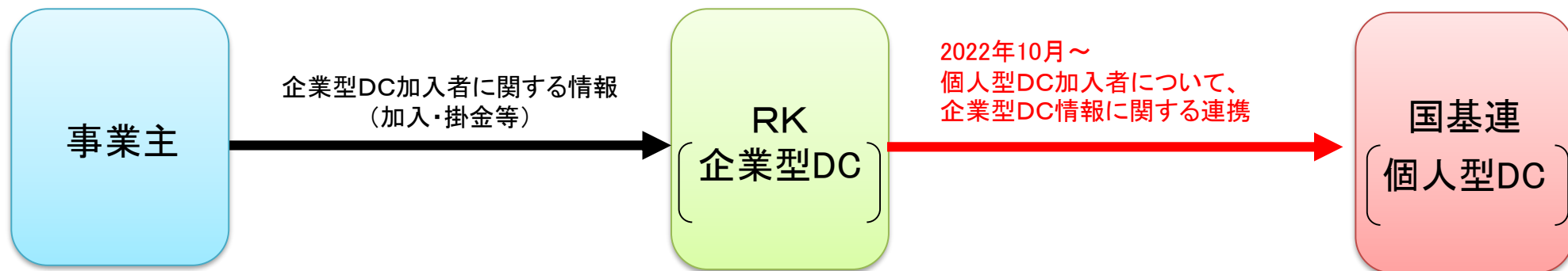
企業型DC情報に関するRKと国基連の連携

- 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能となる。
- その際、企業型DCの事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関(RK)と、個人型DCの掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携の仕組みを構築する。
- この情報連携によって、国民年金基金連合会は、個人型DC加入者の企業型DCの加入状況が確認できるため、2022年10月以降は、企業型DC加入者に係る事業主証明の発行と年1回の現況確認は不要とすることができないか検討中である。

【現行】



【2022年10月～】



DB・企業型DCの加入者原簿の作成等の義務

- 確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)ともに、加入者に関する原簿を作成し、閲覧や照会に回答できるようにしておく等の義務が法令上課せられている。

確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)－抄－

(加入者原簿の備付け)

- 第二十条 事業主等(規約型企業年金(法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主及び基金をいう。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した加入者に関する原簿を事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合にあつては、いずれかの事業主)の主たる事務所(基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。))にあつては、基金の主たる事務所)に備え付けて置かなければならない。
- 2 加入者等は、事業主等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記載された事項について照会することができる。この場合においては、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)－抄－

(加入者原簿)

- 第二十一条 令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 加入者の氏名、性別及び生年月日
 - 二 加入者の資格の取得及び喪失の年月日
 - 三 使用されている実施事業所の名称
 - 四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。)
 - 五 その他給付の額の算定に関し必要な事項

確定拠出年金法(平成13年法律第88号)－抄－

(通知等)

第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「企業型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

2 (略)

(企業型年金加入者等原簿)

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であった者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

(事業主掛金の納付)

第二十一条 (略)

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)－抄－

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。次のとおりとする。

一 企業型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号

二 企業型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日

三～十七 (略)

2～6 (略)